

平成 21 年 12 月 14 日

株式会社 りそな銀行

「りそな環境融資エコ」の取扱開始について

りそなグループのりそな銀行（社長 岩田 直樹）は、平成 21 年 12 月より「りそな環境融資エコ」の取扱いを開始します。「りそな環境融資エコ」は、地球温暖化対策に係る設備投資のためにお借入をご利用されたお客さまが、最大 3 年間、財団法人日本環境協会（以下、環境協会）から利子補給※を受けられる商品で、金融機関の本業である融資商品を通じてお客さまの環境配慮行動を積極的に支援するものです。

※利子補給については、一定の条件を満たす必要があります。詳しくはお取引店までお問合せ下さい。

りそなグループは環境問題を重要な経営課題のひとつと認識し、ステークホルダーである「お客さま」「株主」「社会」「従業員」との関係を大切にしながら、「地球環境問題」に取り組み、社会的責任を果たしていくことが使命であると考えています。今後も引き続き、本業を通じたお客さまの環境配慮活動のご支援を積極的に推進してまいります。

資金使途	地球温暖化対策に係る設備資金※ ※当該設備に関して他の同趣旨（二酸化炭素排出削減、エネルギー使用の合理化など）の補助金を受けている場合は対象外となります。
融資金額	1 億円以上 100 億円以内
利率	当社所定の利率（固定利率）
返済期間	10 年以内
返済方法	6 ヶ月毎の毎月元金均等返済（返済日は 3 月 10 日及び 9 月 10 日）
取扱期間	平成 22 年 3 月 31 日まで

※ お申込みに際しては、当社所定の審査をいたします。結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、ご了承ください。

以 上

<商品概要>

名称	りそな環境融資エコ
特徴	<p>(1) 本融資商品をご利用いただきましたお客さまは、お借入れ当初より最大3年間* (かつ お借入期間の範囲内)、最大年利3% (かつ お借入利率の範囲内) の利子補給金 (以下「補給金」) が財団法人日本環境協会 (以下「環境協会」) より交付されます。なお補給金交付は環境協会の審査のうえ決定されます。</p> <p>(2) 本融資商品ご利用にあたっては、当社所定の環境格付における一定要件を満たし、かつ以下のいずれかの誓約をしていただいた上で、環境協会から認可を受ける必要があります。</p> <p>① 3年以内*の間に二酸化炭素(CO2)排出原単位*6%改善又は二酸化炭素排出量6%削減</p> <p>② 5年以内*の間に二酸化炭素(CO2)排出原単位*10%改善又は二酸化炭素排出量10%削減</p> <p>*利子補給期間は実行日の3年後の応答日前日までとなります。 *3年以内とは、20年度の実績を基準値として21年度から23年度以内、5年以内とは、20年度の実績を基準値として21年度から25年度以内のことをいいます。 *排出原単位とは、お客さまの排出するCO2排出量を生産数量又はその代替値(売上高等)で割った数値のことをいいます。</p>
お申し込みいただけるお客さま	<p>(1) 上記誓約をいただけるお客さま</p> <p>(2) CO2総排出量の測定が可能で、測定のモタリング及び報告にご同意いただけるお客さま</p> <p>(3) 資金のお使いみちの設備に関し、同様の趣旨(CO2排出削減、エネルギー使用の合理化など)の補助金を受けていないお客さま</p> <p>(4) お客さまの会社概要等(財務データを含む)についてりそな総合研究所株式会社(以下「りそな総研」)、環境省、環境協会、弁護士、公認会計士等との間で情報共有がされることおよび会計検査院等の調査に対する情報提出についてご同意いただけるお客さま</p>
お借入金額	1億円以上100億円以内 (お客さまあたり1回限りのご利用とさせていただきます。)
お借入期間	10年以内
資金のお使いみち	設備資金(温暖化対策に係るもの)
お借入利率	当社所定の利率(固定利率) ※借入契約期間中に期限前弁済をされる場合は、期限前弁済により当社に生じる手数料・費用・損害等「清算金」が必要となりますが、当該清算金は利子補給の対象とはなりません。
ご返済方法	6ヶ月毎の元金均等返済(返済日は3月10日及び9月10日)
担保・保証	当社審査によります。
環境格付	お客さまの環境へのお取組みにつきまして、りそな総研より一定の調査*をさせていただきます。*本調査に係る費用は当社負担となりますので、お客さまの負担はございません。

<p>その他留意点</p>	<p>(1) 半年に1度のCO2排出量等のモニタリングが必要になります。また必要に応じて各報告をお願いする場合がございます。</p> <p>(2) 補給金には、環境協会の予算枠があり、当該枠がなくなってしまった場合には、本商品はお取り扱い終了となります。</p> <p>(3) 補給金は、当社がお客さまにかわり環境協会より代理受領する形式です。</p> <p>(4) お客さまに以下一定の事由が生じた場合には、補給金の全部もしくは一部が取り消される場合又は補給金交付条件の変更が行われる場合がございます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 環境協会からの処分もしくは指示に違反した場合 ② 本借入金をお使いみちの設備資金以外の用途にお使いになった場合 ③ 対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をされた場合 ④ 補給金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載をされた場合 ⑤ 当社より繰上償還の請求が行われた場合 ⑥ CO2削減に関する目標を達成できなかった場合（環境協会が認めた場合を除く） ⑦ 補給金交付決定後に生じた事情の変更により、対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合 <p>(5) 上記(4)により、環境協会により補給金交付の取消しがなされた場合において、当該取消し部分に関し既に環境協会より補給金が交付されているときは、環境協会より期限を付して当該補給金の全部又は一部の返還が請求されます。</p> <p>(6) 上記(5)により補給金の返還が請求される場合には、上記(4)⑥⑦に定める場合を除いて補給金の受領日から返還日までの日数に応じて、年利10.95%で計算した加算金がかかります。</p> <p>(7) 返還金又は加算金が環境協会の定めた期限内に返還されない場合は、その未納に係る日数に応じて年利10.95%で計算した延滞金がかかります。</p> <p>(8) 金融情勢の変化その他相当の事由があるときは、環境協会より利子補給率の変更される場合がございます。</p> <p>(9) 本商品についての会計上・税務上の処理につきましては、公認会計士・税理士等の専門家と相談のうえ、お客さまにてご判断下さい。</p>
<p>参考スキーム図</p>	<p style="text-align: center;">京都議定書目標達成特別支援無利子融資(利子補給)制度スキーム図</p> <p style="text-align: center;">国(環境省)</p> <p style="text-align: center;">金融機関選定基準の提示等の指導・監督 ↓ 出資(補助金)</p> <p style="text-align: center;">日本環境協会(環境保全型経営促進基金)</p> <p style="text-align: center;">公募・選定 ↓ ↑ モニタリング結果の報告 ↓ 利子補給(※1) (3%を限度)</p> <p style="text-align: center;">民間金融機関 (基金設置法人による一般公募での選定)</p> <p style="text-align: center;">環境格付 環境投資への貸付・モニタリング ↓ ↑ 貸入返済金及び利息(通常金利) CO2排出量報告 ↓</p> <p style="text-align: center;">利子補給対象者(環境配慮型融資企業)</p> <p style="text-align: right;">モニタリング(※2) ↑ ↓ 返還</p> <p>※1 企業は金融機関に、代理申請・受理その他利子補給金の交付に関する一切の手続きを委任。 ※2 金融機関からのモニタリング結果を検証するとともに、適宜実施。</p> <p>財団法人日本環境協会ホームページ http://www.jeas.or.jp/topics/090804.html#bank より</p>